

国家公務員と地方公務員の給与制度に係る法体系

区分	国家公務員	地方公務員	
		一般行政職	技能労務職員
給与の根本基準、 給与決定の諸原則	<p>○国家公務員法</p> <p>§ 2 8 (情勢適応の原則) →情勢適応の原則、人事院勧告制度</p> <p>§ 6 2 (給与の根本基準) →職務給の原則</p> <p>§ 6 3 (給与準則による給与の支給) →給与の法定主義</p> <p>§ 6 4 (俸給表) →俸給表の法定主義、均衡の原則</p> <p>§ 6 5 (給与準則に定めるべき事項) →俸給の決定に関する基準、手当に関する事項等の法定主義</p> <p>○一般職給与法</p> <p>§ 4 (俸給) →職務給の原則、勤務条件の考慮</p>	<p>○地方公務員法</p> <p>§ 1 4 (情勢適応の原則) →情勢適応の原則、人事委員会勧告制度</p> <p>§ 2 4 (給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準) →職務給の原則、均衡の原則、給与の条例主義</p> <p>§ 2 5 (給与に関する条例及び給料額の決定) →給料表、給料の決定に関する基準、手当に関する事項等の条例主義</p> <p>§ 2 6 (給料表に関する報告及び勧告) →給料表に係る人事委員会勧告制度</p> <p>○地方自治法</p> <p>§ 2 0 4 (給料、手当及び旅費) § 2 0 4 - 2 (給与等の支給制限) →給与の法定主義・条例主義</p>	<p>○地方公務員法</p> <p>§ 1 4 ① (情勢適応の原則) →情勢適応の原則 ※人事委員会勧告制度 (§14 ①) は適用なし。 ※地方公務員法§24～§26は適用なし。</p> <p>○地方公営企業法 (※準用)</p> <p>§ 3 8 (給与) →職務給の原則、均衡の原則、給与の種類及び基準の条例主義</p> <p>○地方自治法</p> <p>§ 2 0 4 (給料、手当及び旅費) § 2 0 4 - 2 (給与等の支給制限) →給与の法定主義・条例主義</p>

区分	国家公務員	地方公務員	
		一般行政職	技能労務職員
俸給表・給料表	○一般職給与法 別表第一（行政職俸給表）～別表第十（指定職俸給表）	○各地方公共団体の給与条例	※各地方公共団体の条例においては、基準（他の職員との権衡等）のみを規定し、給料表は規定しないことが一般的。
手当の種類・額（支給率）	○一般職給与法 § 10-3（初任給調整手当）～§ 19-8（期末特別手当） ○国家公務員の寒冷地手当に関する法律 等	○地方自治法 § 204② →支給できる手当を限定列挙 ○各地方公共団体の給与条例	○地方自治法 § 204② →支給できる手当を限定列挙 ○各地方公共団体の給与条例
	○人事院規則 9-34（初任給調整手当） 等	○各地方公共団体の規則（人事委員会規則又は長の定める規則）	○各地方公共団体の規則（人事委員会規則又は長の定める規則）
初任給、昇格、昇給等の基準	○一般職給与法 § 6～§ 8-2（俸給）	○各地方公共団体の条例	○各地方公共団体の条例
	○人事院規則 9-8（昇任、昇格、昇級等の基準）	○各地方公共団体の規則（人事委員会規則又は長の定める規則）	○各地方公共団体の規則（人事委員会規則又は長の定める規則）